

議案第十九号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾八年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号。）の一部を次のように改正する。

第一条の表中三朝町分譲宅地造成事業特別会計の項の次に次のように加える。

三朝町老人居室整備資金貸付事業
特別会計

老人居室整備資金貸付事業

第二条の表中三朝町分譲宅地造成事業特別会計の項の次に次のように加える。

三朝町老人居室整備資金 貸付事業特別会計	他会計繰入金、町債、 貸付金運用収入その 他諸収入金	貸付金、町債の元利償還 金その他諸支出金
-------------------------	----------------------------------	-------------------------

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。